



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船舶)名・出発地	AH010	(出発地 ニューヨーク)
入国日	2009	年 8 月 1 日
氏名	フリガナ ウミノ ヒロコ	
	海野 広子	
住所 (日本で の 滞在先)	東京都港区芝浦2-9 アパートメント芝浦305	
	電話	3 (5476) XXXX
職業	学生	
生年月日	1980	年 7 月 1 日
旅券番号	A B O 1 2 3 4 5 6	
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名
	6歳未満	名

※ 以下の質問について、該当する口に“/”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？

	はい	いいえ
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 商業貨物・商品サンプル	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 他人から預かったもの	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

	はい	いいえ
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

はい (5 個) いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。
税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 海野広子

(B面)

A面より、記入してください。《申告は正確に!》
(ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。)

※ 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒 類	本	*税関記入欄
たばこ	紙巻	本
	葉巻	本
	その他	グラム
香 水		ワス

その他の品名	数 量	価 格

*税関記入欄 円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
- ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- ③ ガイマイトなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料
- ④ 紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じゃ香・サテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など
*事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲 (乗組員を除く)

- ・ 酒類 3本(760ml/本)
- ・ 外国製紙巻たばこ 200本(その他のたばこの場合は250g)
*20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・ 香水 2ワス (1ワスは約28ml)
- ・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
*6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。
*海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。